

別記第19号様式（第6の3の(1)の事項関係）

北海道釧路方面公安委員会告示第48号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定による指定射撃場の指定の解除、射撃指導員の指定の解除、教習射撃指導員の解任の命令、射撃教習を受ける資格の認定の取消し、教習射撃場の指定の解除、練習射撃指導員の解任の命令、射撃練習を行う資格の認定の取消し、練習射撃場の指定の解除、銃砲又は刀剣類の所持の許可の取消し、及び年少射撃資格の認定の取消しに係る不利益処分に関し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年8月17日

北海道釧路方面公安委員会委員長 荒 井 剛

1 聴聞の期日

令和8年9月8日 午後2時0分から

2 聴聞の場所

釧路市黒金町10丁目5番地1

北海道警察釧路方面本部 地下1号会議室

3 事案番号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく聴聞第1号

注 規格は、A列4番縦長とする。